主 文 原決定を取消す。 西部不動産センター有限会社に対する売却は許可しない。 理 由

- 一 本件抗告の趣旨及び理由は別紙記載のとおりである。
- 二 当裁判所の判断

本件記録によれば、原裁判所は、財団法人公庫住宅融資保証協会の抵当権に基づ く不動産競売の申立てにより、昭和六二年九月二五日、抗告人所有の原決定添付物件目録記載の土地、建物(以下これを総称して「本件不動産」という。このうち建物はいわゆるマンションの区分された建物部分であるが、以下これを「本件建物」 といい、また建物全体を「本件マンション」ということもある。)について、不動 産競売開始決定をし、同月二八日差押登記を経た後、同年一〇月一九日、不動産鑑 定士を評価人に選任し(以下「担当評価人」という。)、本件不動産の評価を命じたこと、担当評価人は、本件不動産の評価を行うため、その調査に着手し、まず法務局において登記簿、字図を調査した後、現地調査に赴き、本件マンションの四囲の状況を外観から観察し、さらに本件マンション内の通路、階段等の共用部分を観ります。 察したものの、抗告人の不在を理由に、本件建物の内部に立ち入ったり、抗告人に 面談して事情を聴取することもなく、またその後も抗告人にそのような機会を求め ようとはせず、結局、本件建物の内部を直接見分しなかったこと、担当評価人は、 右調査の結果のほか、本件不動産について執行官の作成した現況調査報告書(担当 円とそれぞれ評価し(本件不動産全体としては金八二〇万四〇〇〇円と評価)、昭 和六二年一二月一日、その旨の評価書を原裁判所に提出したこと、原裁判所は、昭和六三年一月二〇日、本件不動産を一括売却に付することとし、その最低売却価額を右評価に基づき金八二〇万円と定め、入札期間を同年二月一七日から同月二四日をおれて、おれて、おれて、日本の日本では、大利期間を同年二月一七日から同月二四日 までとする期間入札に付したこと、しかし、右入札期間内に適法な入札がなかつたため、原裁判所は、同年四月二八日、本件不動産につき入札又は競り売り以外の方 法による売却(いわゆる特別売却)を命じたところ、同年一〇月二八日、西部不動 産センター有限会社が右最低売却価額金八二〇万円で買受けの申出をしたこと、 ころが、抗告人が同年――月一〇日本件抗告の理由と同旨の、本件建物につき金五〇〇万円以上を要した改装等をしているにもかかわらず、これを考慮していない評価は妥当ではないから、再評価を求めるなどの旨の意見書を、本件建物の内部の写真等を添付して原裁判所に提出したため、原裁判所は、担当評価人の意見を聴取し たうえ、同年一二月一二日、西部不動産センター有限会社に対して前記金八二〇万 円で本件不動産の売却を許可する旨の決定(原決定)を言い渡したこと、本件執行 抗告は、抗告人が、即日、原決定に対して申し立てたものであること、が認められ

八条)としている。右のうち不動産への立入り、所有者らへの質問、文書提示要求権は、単に評価人に右のような権限が与えられたとどまらず、む対しし、文書の提示を求めたりすることによって、対象不動産を実地に見分し、文書の提示を求めたりすることによって、対象不動産を実地に見分し、職務が円滑に遂行できるように与えられたものとれたものであるという前提に立って意味で、対象をであるという前提に立って意味で、対象をである。
立ての意味で、方のできるようにといる。のでは、右の調には、右の調には、右のの基本的な義務であるということととなるが、、評価としては、高調には、本の場にはならないには、単にに対して、は、一般の場合には、本の場にはならないには、は、一般の関覧に供するため、項ののようには、執行裁判所は、一般の関覧に供するための基本とは、項のように共するととされているほか、執行裁判所は、不動関覧に供するための基本に対している。とされているほか、執行裁判所は、不動関覧に供するための基本に対しているに対している。とされているほか、執行裁判所は、不動関覧に対している。をもれているに対している。ととしている。は、執行裁判所が最低売却価額を定めるための基本を定めてあって、法も、、対の条一項、一八八条)としている。

法、規則の右趣旨からすれば、評価人が不動産の評価を行うにあたって、まず肝要とされるのは、その評価の参考となる諸要因について充実した調査を行った。 変料を収集することであって、これによりはじめて適正な評価額を算出できまいる。 である。評価人の行うべき調査の方法、範囲は、不動産の種類、必必要は、 な工夫をすることはもちろんであって、評価人の知識と経験を活用し、必要な工夫をすることによって評価に必要な不動産の権利、事実関係の現況に関人を設定しまれば、評価人に期待されるところであり、また評価人に期待されるところであるといってもそれぞれ個別的な特性を多々備えていることに鑑みれば、評価人にとっては、本であるととも、特段の〈/要旨第一〉事情がない限り、不動産の所在場所に臨み、不動になるとも、特段の〈/要旨第一〉事情がない限り、不動産の所在場所に臨み、不動になるととも、特段の〈/要旨第一〉事情がない限り、不動産の所在場所に臨み、不動に対しているというできている。

「会事情第二〉このような見地から本件についてみるに、担当評価人は、前認定のように、本件不動産の調査にあたっく/要旨第二〉て、本件建物を外観から観察したにあるに、本件不動産の所有者、本件をが認定の表すないものであって、その内部の状況を直接に見分せず、本件不動産の所有者、本代をが困難な状況にあるともいえないにもかかわらずりの名は、からいであることも、また抗告人に面談することもないがある。とれて、本件不動産の評価を行うに至ったものである。おける評価人の右のような調査は、前記の不動産競売等の手にとおける評価の果たすべき役割、重要性、評価人に課せられた職責に照らすと度があるおける評価の果たすべき役割、これによる本件建物の価値の増加の有無、程度の改装等の有無、程度、これによる本件建物の価値の増加の有無、程度の改装等の有無、程度、言される評価の基本手続を著したりからであるというほかはない。なお、この点について、本件不動産がいわゆるマンショとにあたり建物の内部に立ち入ることなどを要しない、採用の限がであって、評価にあたり建物の内部に立ち入ることとができませばい。

そうすると、本件不動産の調査は、その基本手続を著しく懈怠してなされたものであり、右調査を参考にしてなされた本件不動産の評価は、その当否を論ずるまでもなく、重大な誤りがあったというべきであり、右評価に基づいてなされた最低売却価額の決定も重大な誤りがあった(法一八八条、七一条六号)というべき筋合いである。したがって、右最低売却価額に従ってなされた西部不動産センターに対する本件不動産の売却は、許可すべきでないものといわざるを得ず、これと異なる原決には、その余の点について判断するまでもなく、取消を免れない。

三 よって、本件抗告は理由があるから、原決定を取消し、西部不動産センター 有限会社に対する本件売却を許可しないこととして、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 松田延雄 裁判官 湯地紘一郎 裁判官 升田純)

別紙

<記載内容は末尾1添付>